赤 磐 市 営 住 宅 公 募 の ご 案 内

■募集期間　令和８年１１月１６日（月）～令和８年１１月２７日（金）

■申込方法　入居申込書の内容を確認しますので、入居申込書は本人または家族の方が原則管轄する支所へご持参ください。
※申込者多数の場合は抽選となります。

■公募市営住宅一覧

	団地名	住所	戸数	規格	建設年度	家賃月額（入居時）	備考
①	福田	赤磐市福田 320	1	木造 3DK	平成元年	11,600 円 ～ 19,000 円	
②	仁堀	赤磐市仁堀中 858	1	木造 3DK	平成 6 年	15,000 円 ～ 23,200 円	

■入居時期　令和９年２月

■申込先

○　①②・・・赤磐市吉井支所産業建設課　　（０８６）９５４－１３６６

■問い合わせ先

○赤磐市建設事業部建設課　　（０８６）９５５－１４８５
○赤磐市赤坂支所産業建設課　　（０８６）９５７－４８２４
○赤磐市熊山支所産業建設課　　（０８６）９９５－１２１７
○赤磐市吉井支所産業建設課　　（０８６）９５４－１３６６

入 居 申 込 資 格

1　申込者本人の住所若しくは勤務場所が赤磐市内に有する方又は新たに赤磐市に居住する必要がある方で地方税を滞納していない方

2　入居収入基準に合致する方

入居する同居家族全員の月額所得が 158,000 円（高齢者、障害者等の世帯は 214,000 円）以下であること。

※「高齢者、障害者等の世帯」とは、次のいずれかに該当する世帯です。

① 入居者が 60 歳以上で、かつ、同居者のいずれも 60 歳以上又は 18 歳未満からなる世帯

② 入居者又は同居者に次のア～クに該当する方が含まれる場合

ア　身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が１～４級に該当する方

イ　精神保健及び精神障害福祉に関する法律施行令に基づく精神障害の程度が１～２級に該当する方

ウ　障害の程度が中度以上の知的障害者の方

エ　戦傷病者手帳の交付を受け障害の程度が恩給法の特別項症～第６項症、又は第１款症（旧第７項症）に該当する方

オ　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定により厚生大臣の認定を受けている方

カ　海外から引き揚げて５年未満の方

キ　国立ハンセン療養所に入所していた方

ク　小学校就学始期に達するまでの同居者がいる世帯

3　現在住宅に困っている方

持ち家のある方、又は、公営住宅などの公的住宅に入居している方は、原則として入居申し込みはできません。ただし、雇用促進住宅に入居している方は、申し込みできます。

4　その他

家族を分割しての入居は原則としてできません。また、多額の現金、預貯金、有価証券等の資産を保有されている方は原則として申し込みできません。

入居申込者や同居親族が暴力団員である場合は申し込みできません。

申　込　注　意　事　項

1　**必要書類**

①　世帯全員の住民票（申込者及び入居予定者）

発行後３ヶ月以内のもので、続柄が省略されておらず「この写しは世帯員全員の住民票の原本と相違ないことを証明する。」と記載されている住民票が必要です。

②　収入を証明する書類

a　所得証明書（**令和６年中**・１８歳以上の入居予定者全員の所得証明書）

b　給与支給証明書（現在の勤務先で証明してもらう）

c　収入証明書（事業所得者本人が記入。会計帳簿等で確認する）

d　最近の年金の年金額改定通知書又は通帳

③　納税証明書（入居予定者全員）

④　申込者本人の確認できるもの（提示）

⑤　その他必要な書類

2　**申込みは１世帯１団地に限ります。**

3　**申込書提出後は記載事項の変更はできません。**

4　**申込書提出後は出生、死亡以外の理由による家族数の増減はできません。なお、家族数の増減により入居資格収入基準に合致しなくなった場合、申込みは無効となります。**

5　**申込書受付後、住宅困窮度又は収入状況等について、実態を調査することがあります。なお、調査の結果、申込書の記載内容及び提出書類に偽りや不正があった場合、申込みは、無効となります。**

6　**抽選となった場合、抽選会には申込者本人もしくは同居予定の家族の方、又は代理人の方（代理人は委任状が必要です）の出席が必ず必要です。欠席の場合は失格とします。**

入 居 決 定 後 の 手 続

1　**入居手続きの際に必要書類**

①　契約書（２通）

②　申込者の印鑑証明書（発行後３ヶ月以内のもの）

③　その他必要な書類

2　**住宅入居完了後１０日以内に入居完了届と住民票を提出してもらいます。**

3　**その他**

入居後、下記事項に該当する場合は明渡し請求を行います。

①　家賃を３ヶ月以上滞納したとき。

②　当該住宅を故意により損傷したとき。

③　正当な理由によらないで１５日以上市営住宅を使用しないとき。

④　暴力団員であることが判明したとき（同居者が該当する場合を含む)。